

IV 施行規則第5条の運用基準

(少額の景品類の提供などに関する運用基準)

IV - 1 少額・適正な景品類に関する基準

平成10年1月20日 公正取引委員会届出

改定 平成27年12月11日 公正取引委員会・消費者庁長官届出

改定 令和3年3月25日 公正取引委員会・消費者庁長官届出

施行規則第5条第1号の「少額で、正常な商慣習に照らして適当と認められる範囲を超えない景品類」とは、次の各要件を備えた物品又はサービスをいう。

1. 社会通念上少額と認められる物品又はサービスであること。この判断に当たっては、その単価が市価でみて3千円程度までを目安とする。
2. 金銭代替性がないこと。
商品券、図書カードなどのような、物品又はサービスの提供を目的とするプリペイドカードは、金銭代替性があるものとして取り扱う。
3. 医療用医薬品製造販売業者としての倫理からみて問題がないこと。
販促手段として計画的、継続的に提供しないこと。
4. 関連法規等で制限されていないこと。
5. その他不当な取引誘引手段にならないこと。
医療機関等及び医療担当者等に頻回・大量に提供する場合は、不当な取引誘引手段になるものとして取り扱う。